

仕 様 書

件 名	ボイラー監視役務	作 成 者	国分駐屯地業務隊 管理科 防衛技官 福田 悌也
		作 成 日	令和 7年 5月16日

1 場 所

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号 国分駐屯地

2 概 要

炉筒煙管ボイラーの運転監視

3 派遣日時

- (1) 6月16日～6月30日(15日) 1300～1600(3時間)
(2) 7月1日～9月30日(92日) 2100～2630(5.5時間)
合計:107日 551時間(土日、祝日含む)

4 派遣に関する要求

- (1) 1級ボイラー技士又は、2級ボイラー技士の資格を有する者
(2) ボイラーに伴う実務経験がある者

5 業務内容

- (1) 6月については、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づくボイラー点検及び監視要領の確認、ボイラー整備作業支援
(2) 7月から9月については、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく点検及び監視、冷房停止に伴うボイラー運転停止操作

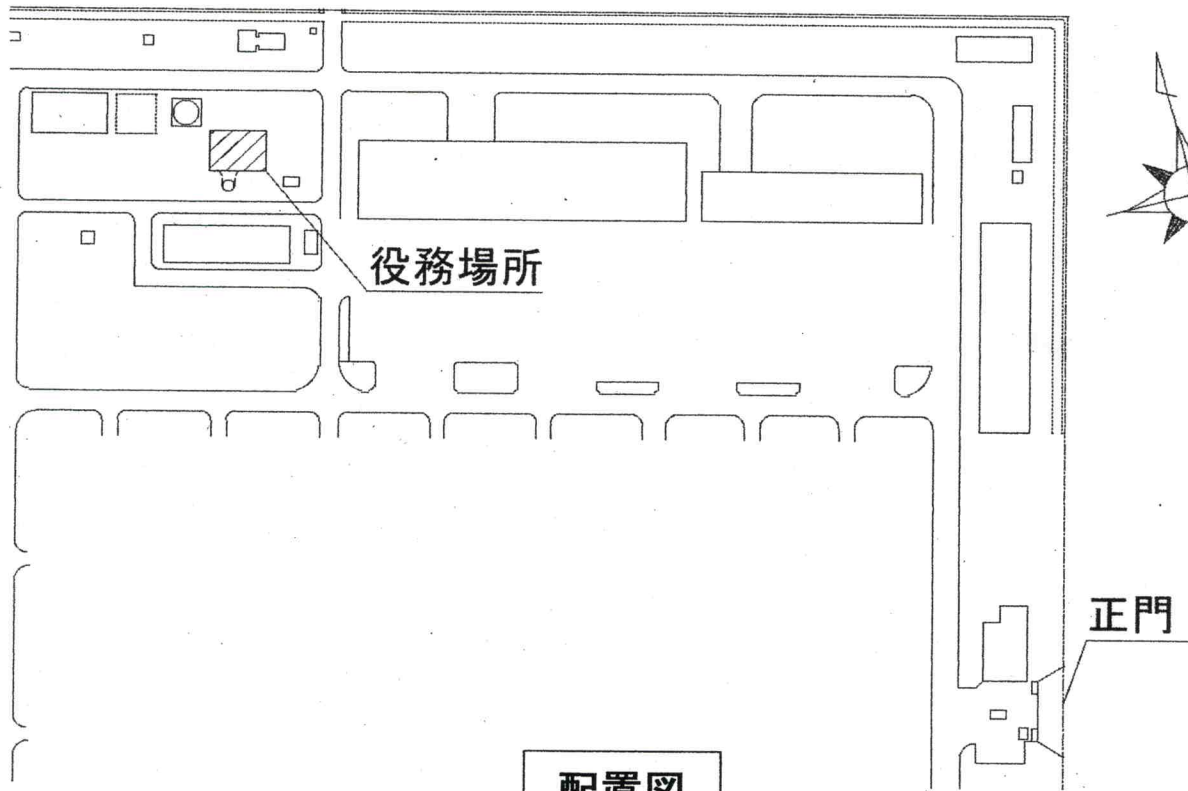
6 対象機器緒元

品 名	炉筒煙管ボイラー1号缶・2号缶
型 式	KS-40
製 造	川重冷熱工業株式会社
最高使用圧力	0.98Mpa
伝熱面積	45.4m ²
換算蒸発量	4.8t/h

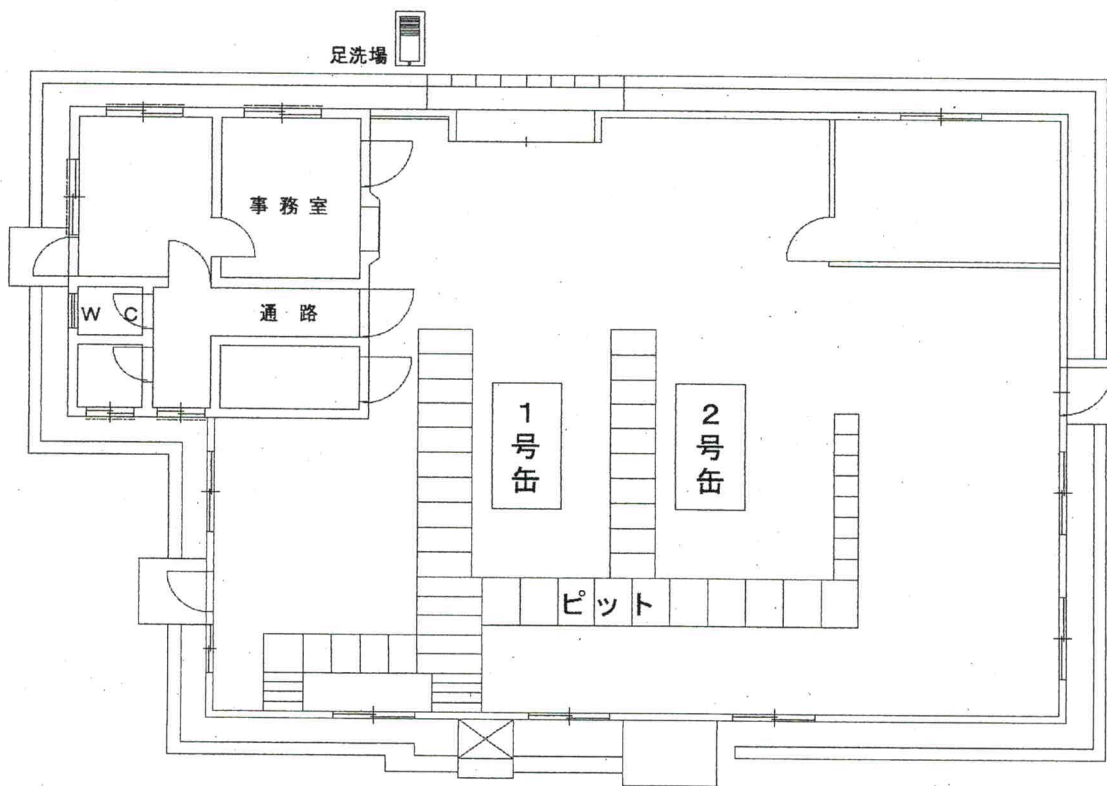
付帯設備(軟水器、除鉄装置、薬注装置、連続ブロー、環水槽)含む。

7 その他

- (1) 派遣労働者の服装は、派遣元で用意し清潔に維持する。また、業務を円滑に実施するために、派遣元の負担により名札を用意し着用するとともに身分証明書を携帯すること。
- (2) 緊急等発生した場合は、早急に係官に報告を行ったのち処置すること。
- (3) 派遣労働者の行為により、多大なる損傷等発生した場合は、派遣労働者の負担により復旧すること。
- (4) 業務において実施した内容を日誌にまとめ日々提出すること。
※様式は問わない。
- (5) 派遣労働者は、事前にボイラー技士資格のコピー及び勤務経験が分かる経歴等を提出すること。
- (6) 仕様書及び関係図書並びに本役務で知り得た情報を作業以外の目的で第三者に漏洩しないこと。
- (7) 「労働基準法」及び「労働安全衛生法」に則り実施すること。



配置図



平面図